

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	技術研究組合の所得計算の特例の延長
2	対象税目	(法人税:義) (国税 25) 【新設・拡充・ <u>延長</u> 】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 技術研究組合が、賦課金をもって試験研究用資産を取得し、1円まで圧縮記帳をした場合には、減額した金額を損金に算入する。 《関係条項》 法人税（租税特別措置法第66条の10、第68条の94、租税特別措置法施行令第39条の21、第39条の121）
4	担当部局	産業技術環境局 技術振興・大学連携推進課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成29年8月 分析対象期間:平成25年度から平成32年度まで
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和36年度 創設 昭和55年度 適用期限設定(昭和60年3月31日まで) 昭和60年度 適用期限延長(2年間) 昭和62年度 適用期限延長(2年間) 平成元年度 適用期限延長(2年間) 平成3年度 適用期限延長(2年間) 平成5年度 適用期限延長(2年間) 平成7年度 適用期限延長(2年間) 平成9年度 適用期限延長(2年間) 平成11年度 適用期限延長(2年間) 平成13年度 適用期限延長(2年間) 平成15年度 適用期限延長(2年間) 平成17年度 適用期限延長(2年間) 平成19年度 適用期限延長(2年間) 平成21年度 適用期限延長(2年間) [平成21年6月、鉱工業技術研究組合法から技術研究組合法へ改正] 平成23年度 適用期限延長(2年間) 平成25年度 適用期限延長(2年間) 平成27年度 適用期限延長(3年間)
7	適用又は延長期間	3年間(平成30年度～32年度)
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本税制は、試験研究を協同して行う技術研究組合を通じて研究開発投資の促進を図るものであり、共同研究の促進及び持続的な経済成長を実現する上で重要。 《政策目的の根拠》 ○「未来投資戦略2017—Society 5.0の実現に向けた改革—」 (平成29年6月9日閣議決定) II Society 5.0に向けた横割課題 4. イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム (2)新たに講ずべき具体的施策 ii)我が国が強い分野への重点投資

			<ul style="list-style-type: none"> ・「Society 5.0 の推進と政府研究開発投資目標の達成に向けて」(平成 29 年 4 月 21 日総合科学技術・イノベーション会議決定)に基づき、<u>政府研究開発投資について、「経済・財政再生計画」との整合性を確保しつつ、対 GDP 比 1%にすることを指すこととする。</u>また「<u>科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ</u>」による民間研究開発投資の誘発等によって、<u>民間企業の研究開発投資を対 GDP 比 3%にすることを指すことにより、官民合わせた研究開発投資の対 GDP 比 4%以上とすることを目標とする。</u> <p>○「科学技術イノベーション総合戦略 2017」(平成 29 年 6 月 2 日閣議決定) 第 5 章イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築 <u>イノベーション創出に向けて産と学との人材、知、資金の好循環システムを構築するために、まず、オープンイノベーションを本格的に推進するための仕組みを強化する必要がある。</u><u>企業、大学、公的研究機関が、それぞれの競争力を高めるとともに、人材や知の流動性を高めて適材適所の配置を促し、産学官連携活動を本格化することが重要であり、クロスアポイントメント制度の活用などが求められている。</u></p>																				
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>経済成長 技術革新</p>																				
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 技術研究組合を利用した共同研究開発を拡大すること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 技術研究組合制度の活用を通じて、研究開発投資の促進を図る。</p>																				
9	有効性等	① 適用数等	<p>前回要望時には、14 件(26 年度)の適用を想定した。 実績は、27 年度に 7 件であったことを除き、26 年度実績は 13 件、28 年度実績は 17 件となっていることから、想定外に僅少ではない。 また、自動車、石油、化学、材料、電機、医薬品等、幅広い業種で適用されていることから、想定外に偏っていない。</p> <p>➢ 平成 25～28 年度(過去)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 25 年度</th> <th>平成 26 年度</th> <th>平成 27 年度</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数 (組合数)</td> <td>15</td> <td>13</td> <td>7</td> <td>17</td> </tr> </tbody> </table> <p>➢ 平成 29～32 年度(将来)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 29 年度 (見込み)</th> <th>平成 30 年度 (見込み)</th> <th>平成 31 年度 (見込み)</th> <th>平成 32 年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数 (組合数)</td> <td>14</td> <td>13</td> <td>15</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table> <p>※適用件数の算出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 25 から 27 年度は、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載。 ・ 28、29 年度(見込み)、29 年 7 月までに設立された全組合の適用 	年度 区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	適用件数 (組合数)	15	13	7	17	年度 区分	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度 (見込み)	平成 31 年度 (見込み)	平成 32 年度 (見込み)	適用件数 (組合数)	14	13	15	14
年度 区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度																			
適用件数 (組合数)	15	13	7	17																			
年度 区分	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度 (見込み)	平成 31 年度 (見込み)	平成 32 年度 (見込み)																			
適用件数 (組合数)	14	13	15	14																			

件数(経産省調査)に基づき記載。

- ・ 30 から 32 年度(見込み)は、各年度とも直近 3 年間の適用件数平均に基づき算出。

② 減収額

➤ 平成 25～28 年度(過去)

(単位:百万円)

年度 区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
減 収 額	698	197	54	157

➤ 平成 29～32 年度(将来)

(単位:百万円)

年度 区分	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度 (見込み)	平成 31 年度 (見込み)	平成 32 年度 (見込み)
減 収 額	442	216	270	308

※減収額の算出方法

- ・ 25 から 27 年度は、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき算出。
- ・ 28、29 年度(見込み)は、29 年 7 月までに設立された全組合の適用件数、適用額(経産省調査)に基づき算出。
- ・ 30 から 32 年度は、各年度とも直近 3 年間の適用額件数、適用額の平均に基づき算出。

③ 効果・税収減是認効果

《効果》

技術研究組合を活用した研究開発投資の促進により、共同研究の促進及び持続的な経済成長に寄与。

(分析対象期間:平成 25～32 年度まで)

○ 租税特別措置等による達成目標の実現状況

➤ 平成 25～28 年度(過去)

1 組合当たり事業費は、平成 27 年度及び平成 28 年度に前年度比で微減した(それぞれ-9.5%、-8.6%)。

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
事業費(百万円)	36,449	53,539	44,040	39,458
組 合 数	55	55	50	49
1 組合当たり事業費	663	973	881	805
対前年度伸び率	0.9%	46.9%	-9.5%	-8.6%

➤ 平成 29～32 年度(将来)

1 組合当たり事業費は、各年度とも、前年度比横ばいで推移する見込み。

区分	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度 (見込み)	平成 31 年度 (見込み)	平成 32 年度 (見込み)
事業費(百万円)	35,875	39,791	38,375	38,013
組 合 数	45	48	47	47
1 組合当たり事業費	797	829	811	813
対前年度伸び率	-1.0%	4.0%	-2.2%	0.2%

			<p>※事業費、組合数の算出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 25 から 29 年度(見込み)は、29 年 7 月までに設立された経産省所管の組合の事業費、組合数(経産省調査)に基づく。 ・ 30 から 32 年度(見込み)は、各年度とも直近 3 年間の事業費、組合数の平均に基づき算出。 <p>○ 租税特別措置等が延長されなかった場合に予想される状況</p> <p>租税特別措置が延長されない場合、技術研究組合を活用した設備投資が減少し、あるいは、技術研究組合の新設件数が減少し、研究開発投資の促進に支障が生ずる恐れがある。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》</p> <p>(分析対象期間:平成 28 年度)</p> <p>○ 所得計算の特例による技術研究組合の設備投資の押し上げ効果を試算した場合、減税額の約 2.71 倍※となる。</p> <p>※平成 29 年度経産省調査における、経産省所管各組合の減税による押し上げ率を加重平均するなどして算出。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>○ 税制による研究開発投資へのインセンティブの付与は、資金面・財務面の制約を緩和しつつ、民間の創意や活力を最大限に引き出せる措置として適正なものといえる。</p> <p>制度創設後 10 年を超えているが、平成 21 年度に鉱工業技術研究組合法から技術研究組合法への改正が行われ、技術研究組合を通じた研究開発投資による共同研究の一層の促進が求められている。</p> <p>適用件数は、ばらつきは見られるものの、概ね安定的に推移している。</p> <p>○ なお、技術研究組合と同様に非出資性の協同組合については、租税特別措置ではなく、法人税法本則上(法人税法第 46 条)で、圧縮記帳が認められており、本特例措置があることにより、イコールフットイングとなっている。</p> <p>また、出資制の法人は、構成員からの拠出金(資本金)が損益と無関係であるために、圧縮記帳がなくても、課税関係が発生しないが、非出資性の法人は、構成員の拠出金が益金算入されるために、圧縮記帳があることにより、課税関係が発生しない状況であり、本特例措置があることにより、イコールフットイングとなっている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 26 年 8 月(H26 経産 14)